



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税ができます。

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATMなどを利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) 用の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関に対し電子納税のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書(107ページを切り離して、ご利用ください。なお、記載要領については106ページを参照してください。)を**所轄の税務署へ書面で提出**します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)

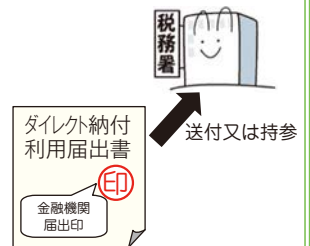
ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は105ページをご覧ください。



○ スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税を電子納税することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。



電子納税のしかた(源泉所得税)



国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (104ページをご覧ください。)の後、電子納税が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

区分	年度	徴収高	納税額	源泉徴収額	納税額	源泉徴収額
給与・給料等 (01)	平成 29 26 ~ 23	12	3,240,000	83,400		
退職給付 (02)	平成 ~					
自雇労働者の賃金 (03)	平成 ~					
退職手当等 (04)	平成 ~					
役員等の報酬 (05)	平成 ~					
役員賞与 (06)	平成 ~					
以上の支払確定年月日	平成					
納税区分	源泉徴収による不足徴収 (04)					
納税区分	源泉徴収による超過徴収 (05)					
本税				83,400		
延滞税						
合計額				83,400		

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書(納付書)が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

- ① ダイレクト納付を利用する場合**
納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- ② インターネットバンキングで納付を行う場合**
画面の「納付区分番号はこちら」のボタンをクリックします。「インターネットバンキング」ボタンが表示されますので、それをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

受信通知(納付区分番号通知)

送信されたデータを受け付けました。
なお、様日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

利用者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	株式会社 国税商事
代表者等氏名	国税太郎
受付番号	20170708170000999999
受付日時	2017/07/08 17:00:00
納付先	超町税務署
税目	源泉所得税及び復興特別所得税
申告区分	

電子納税

ダイレクト納付をご利用の方は以下のボタンをクリックしてください。

①

ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場合は、下の「納付区分番号はこちら」をクリックしてください。

②

3. 納付

- ① ダイレクト納付を利用する場合**
納付日を指定して納付する場合は、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から指定した納付日に納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。
すぐに納付する場合は、納付日を指定する画面は表示されませんので、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。
 - ② インターネットバンキングで納付を行う場合**
インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されます。払込情報を確認し、払込を実行することにより、利用者の指定口座から払込金額が振り替えられ、電子納税が完了します。
- ※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
- 2 ダイレクト納付の場合、振替完了後、メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますのでご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

(①ダイレクト納付(納付日指定)を利用する場合)

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。

届出された預貯金口座の内容と納付内容をご確認いただき、内容に誤りが無ければ、「上記内容を確認済み」にチェックの上、「納付」ボタンを押してください。
納税が期限内に遅れた場合には、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	超町税務署
税目	源泉所得税及び復興特別所得税
申告区分	
課税期間(自)	平成29年01月
課税期間(至)	平成29年06月
登録名義	カブシキガイシャコクセイショウジ
金融機関名	国税銀行本店
預金種別	普通預金
口座番号	2300004
納付金額	83,400円

納付日を設定してください。
納付日は、原則として納期限までしか指定できません。
納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

納付日 平成 年 月 日

上記内容を確認済み
上記登録内容で、納付を行いますか。